

医 第 4 3 8 号  
令和 8 年 5 月 1 5 日

各医療機関 管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長  
(公印省略)

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄放出について

日頃、本県の医療業務に御協力をいただきありがとうございます。  
さて、このことについて、令和 8 年 5 月 1 4 日付け医政産情企発  
0514 第 3 号で厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課から別  
添写しのとおり通知がありました。

つきましては、購入希望がある場合は、下記方法により申込ください。

記

1 放出スキームについて（別添 1 【医療機関用】 p 2 ～ 5）

医療用手袋の放出については、①～⑤の流れで医療機関に購入いただきます。それぞれの具体の手続き詳細については、別添 1 【医療機関用】 p 2 ～ 5 を御参照ください。また、①における G-MIS の操作にあたっては、別添 2 【医療機関用】 G-MIS 週次調査マニュアル及び別添 3 【医療機関用】 G-MIS 緊急配布要請マニュアルを御参照ください。

①（医療機関）医療機関が G-MIS の週次調査に回答のうえ、手袋を要請※

①'（医療機関）販売業者の購入サイトにおいて、施設名、住所、医療機関  
コード、メールアドレス等の必要情報を登録

（購入サイトの URL は 5 月 1 5 日より厚生労働省 HP に掲載）

②（厚生労働省・都道府県）要請内容の確認、医療機関リストを国から販売  
事業者へ送付

③（販売業者）①' で登録した医療機関のメールアドレス宛に連絡

④（医療機関）メール連絡を受け、販売業者のサイトより購入手続き

⑤（販売業者）医療機関宛に手袋を配送

※原則 G-MIS を通じた要請のみ受付予定ですが、やむをえず、  
G-MIS にて直接申込ができない場合には、次のメールアドレス  
宛てに必要事項を記入した【緊急配布要請個別シート】を送付く  
ださい。

【送付先メールアドレス】

千葉県健康福祉部医療整備課

iryoushien#mz.pref.chiba.lg.jp

(病院・診療所(歯科を含む)・助産所専用アドレス)

※#を@に変換ください。

2 緊急配布の要否の判断方法について

医療機関におかれては、G-MIS 上の週次調査において、医療用手袋に関し、以下の内容について回答いただきます。

①在庫量

②1週間の想定消費量

③1週間の購入見込み量

当該調査において回答した医療機関の在庫量が、以下の条件を満たしている場合に、今回の緊急配布の対象となります。

各医療機関におかれては、要請を行う前に、別添4緊急配布要請条件チェックシートも御活用いただき、必ず自身の在庫量等が以下の条件を満たしているか、御確認いただきますようお願い申し上げます。

【条件】

①在庫量 < (②今後1週間あたりの想定消費量 - ③今後1週間に購入できる見込み量) × 4

3 販売する枚数等について

医療機関におかれては、G-MIS 上の週次調査において、医療用手袋に関し、「1週間の想定消費量」について回答いただきます。

販売する枚数については、想定消費量の2週間分(1週間の想定消費量 × 2)の数値に応じて、1000枚単位で切り上げた数が医療機関の購入可能数となります。

例：1週間の想定消費量 × 2 が

① 1～1000枚の場合：1セット【1000枚(10箱)】を購入可能

② 1001～2000枚の場合：2セット【2000枚(20箱)】まで購入可能

③ 2001～3000枚の場合：3セット【3000枚(30箱)】まで購入可能等  
(以降も同様)

※1セット(1000枚(10箱))が最小の販売単位であり、セット単位でサイズ指定が可能。

例：③に該当する医療機関においては、3セットまで購入可能であり、Sサイズを2セット、Mサイズを1セットなどサイズごとにセット数を指定して合計3セット購入することが可能。

#### 4 今後のスケジュールについて

##### 【要請受付第1弾】

- 5/18（月）9時～5/20（水）17時 $\mu$ ：医療機関からの要請受付
- 5/22（金）：国において要請内容の確認・販売業者にリスト提供
- 5/22以降：販売業者から各医療機関に順次配送

##### 【要請受付第2弾】

- 5/20（水）17時～5/27（水）17時 $\mu$ ：医療機関からの要請受付
  - 5/29（金）：国において要請内容を確認・販売業者にリスト提供
  - 5/29以降：販売業者から各医療機関に順次配送
- ※以降も毎週水曜17時要請 $\mu$ のスケジュールで要請を受付予定です。

#### 5 留意事項

- (1) 申込の際には、必ず「別添4緊急配布要請条件チェックシート」を御活用いただき、条件を満たすことを御確認の上、御要請ください。
- (2) 国の方針により、インターネット環境や、メールアドレスが必須となりますので、御注意ください。（スマートフォンやタブレット端末で御利用いただけます。）
- (3) アスクルの購入専用サイトには、G-MIS に登録されている「医療機関コード(10桁)」が必要となります。別紙医療機関コードの確認方法を御参照ください。
- (4) 配送は販売業者から順次配送となります。購入手続き後の配送状況については、県では把握しておりませんので、販売業者に直接御確認ください。
- (5) 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布は行いません。
- (6) 医療用手袋の仕様に関して、5月15日現在、ニトリル手袋以外の詳細情報を県では把握しておりません。

## 6 問合せ先

問い合わせ内容	問い合わせ先	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄配布の取組全体</li> <li>・ 下記以外</li> </ul>	厚生労働省 医薬産業振興・医療情報企画課（医療用手袋担当）	原則メールにて御連絡をお願いいたします。 メール sos-busshi@mhlw.go.jp ※#を@に変換ください。 電話（緊急の場合） 03-3595-3529
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請に対する個々の要否判定</li> <li>・ G-MIS 要請が難しい場合の対応</li> </ul>	千葉県	メール
	健康福祉部薬務課 （G-MIS から要請済みの機関）	kusuri5#mz.pref.chiba.lg.jp ※#を@に変換ください。
	健康福祉部薬務課（G-MIS 利用が困難な機関（薬局））	kusuri5#mz.pref.chiba.lg.jp ※#を@に変換ください。
	健康福祉部医療整備課（G-MIS 利用が困難な機関（病院・診療所（歯科を含む）・助産所）	iryoushien#mz.pref.chiba.lg.jp ※#を@に変換ください。
	健康福祉部高齢者福祉課 （G-MIS 利用が困難な機関（訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定事業所））	kourei5#mz.pref.chiba.lg.jp ※#を@に変換ください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G-MIS の操作方法、アカウント情報</li> </ul>	G-MIS 窓口	メール helpdesk#gmis.mhlw.go.jp ※#を@に変換ください。 電話 050-3355-8230(土日祝日を除く平日 9 時～17 時)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入手続きについて</li> <li>・ アスクルのアカウント情報</li> </ul>	アスクル株式会社	【5/18 月より開設】 アスクル国備蓄物資専用窓口 フリーダイヤル：0120-662-777 （IP 電話からは 03-6731-7874） 受付時間：10:00～17:00（月～金）祝祭日を除く

※問合せ前に、厚生労働省が公開する Q&A を参照の上、お問い合わせください。

## 7 厚生労働省 HP 等

医療用手袋の備蓄放出に関する補足情報等は以下の厚生労働省HPに掲載予定ですので、必要に応じ参照ください。

また、国の通知等につきましては、以下参考のとおり千葉県のホームページにも掲載しますので御参照ください。

厚生労働省 HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_73131.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73131.html)

千葉県 HP <https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/tsuuchi.html>

### 【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課

医療指導班

メール [iryuu-shien@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:iryuu-shien@mz.pref.chiba.lg.jp)

※#を@に変換ください。